

平成28年度 海外に短期留学してみませんか 中学生のみなさまへ

目的 本町の中学生を海外へ派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動を通して、国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身につけ、21世紀の国際社会に活躍しうる青少年の育成を目指します。

派遣人数 8名以内

費用 全額保護者負担。ただし、費用の8割を西原町が補助(個人負担は12万円程度。サーチャージ代等で変更になる可能性もあります)要保護・準要保護該当者は、費用の10割を西原町が補助します。

応募資格

- (1) 西原町に在住している中学生であること(就学のため、一時的に町外転出している者も含む)
- (2) 英語に対する興味・関心・意欲のある生徒で、英検3級程度の実力を有する者
- (3) 心身ともに健康で、1ヶ月程度の海外生活に耐える者

- (4) 友好的で協調性があり、英語での表現力が十分に備わっている生徒であること
- (5) 留学前の事前研修・事後研修の全てに参加できる者
- (6) これまで2週間以上の海外滞在経験や海外における生活経験がない者
- (7) 事業参加後、帰国報告会に参加ができる者
- (8) 保護者の同意が得られる者
- (9) 町税・学校給食費・学級費等を滞納していないこと

派遣先 アメリカ合衆国 西海岸

派遣期間 7月下旬から24日間

応募方法

- ① 募集期間: 平成28年4月7日(木)～4月22日(金)
- ② 提出書類: 申込書、同意書、調査書
※西原中学校・西原東中学校の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合は、中止になることもあります。

お問い合わせ 教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

住民票の異動(変更)届について

4月は転勤および就職、入学等により、住所を移す方が多くなります。

住民票の異動の届出を忘れずに行いましょう!

《異動届は14日以内に》

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、**〈簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象〉**になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新

しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では町民課)に届け出なければなりません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。**異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。**

届出の際には、届出人の本人確認を行います。**(顔写真付き住民基本台帳カード・個人番号カード・運転免許証・旅券(パスポート)・在留カード(外国人登録証)・健康保険証等)をお持ちください。**

届出の際に必要なもの

種類	例	個別	共通
転入届 (町内へ引越しをしたとき)	〇〇市 → 西原町へ	◎転出証明書(前住所地で発行された証明書) ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・個人番号カード(保有している方のみ)	◎届出人の本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証等)
転出届 (町外へ引越しをしたとき)	西原町 → 〇〇市へ		◎別世帯の方が届出する場合は委任状
転居届 (町内で引越しをしたとき)	西原町字上原〇〇番地 ↓ 西原町字幸地〇〇番地	◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・個人番号カード(保有している方のみ)	◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)

- ※ 一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上親元を離れて別の場所に住む場合は住民票の異動届が必要です。
- ※ 世帯が異なる人(例:県外に住む両親等)が転入届を出した後に、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。
- ※ ご不明な点がございましたら、町民課までお問い合わせください。

「印鑑証明書の発行について」 印鑑証明書の交付申請には、登録者本人であっても必ず「印鑑登録証」が必要です。委任状や登録印を持参していても「印鑑登録証」がない場合には発行できません。ご注意ください。

お問い合わせ 総務部町民課 住民係 ☎945-5012

平成28年度 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意の上、各学校へ申し出てください。

1 対象者

町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者

- (1) 生活保護を受けている者(【要保護世帯】として認定します)
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者(【準要保護世帯】として認定します)

具体的には、平成27年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

※町外に住所を有し就学援助を申請する場合は、支給費目が限られます。住所を有する市町村でも就学援助を申請してください。

【認定基準参考例】

世帯	家族構成	総所得額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万

※上記金額は大体の目安です。

※所得とは、以下の算式で算出した額を言います。

所得＝所得税法上の所得の合算額－所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

2 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る

※ただし、学級費等に滞納がある際は保護者にはなく、滞納分を就学援助費から学校へ給付する場合があります。

※区域外就学の場合は支給費目が限られます。住所を有する市町村及び在籍する市町村にお問い合わせください。

3 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領で学校に申請してください。

【受付期間】平成28年4月18日(月)～5月20日(金)

【提出書類】①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調査(学校で配布) ②住民票謄本(続柄が記載されているもの)一部 ③平成27年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員) ④その他(預金通帳の写し等)

※②及び③の書類は、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要(同意されない方は、先に認定調査と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、早めに提出してください)

※④の書類は、銀行名・口座番号が確認できる場所の写しを提出してください。

※平成28年1月1日に西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報がいないため、後日、課税証明書の提出を求めます。

【提出先】就学先の小・中学校

4 追加申請


受付期間を過ぎても、下記期限までは追加申請を随時受け付けています。

ただし、申請月分からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。

【追加受付期間】 要保護(生活保護を受けている方) 平成29年3月末日まで
準要保護(要保護以外の方) 平成28年12月22日(木)まで

お問い合わせ 各小中学校または教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

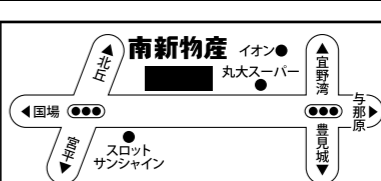
不動産のことなら創業35年の南新物産におまかせください!



南新物産
あなたを応援する
あなたのホームプランナー

おかげさまで「売買仲介実績 1,200 件突破!!」
不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号

南新物産



南新物産 イオン・丸大スーパー
スロット サンシャイン

南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp 南新物産 検索